

平成29年度後期山口大学授業料免除申請説明会の概要

【日時】 平成29年7月10日(月)～13日(木), 18日(火), 19日(水) 18:15～18:45

1 申請期間について(しおり1頁)

・**平成29年7月31日(月)～8月23日(水) 平日のみ 9:00～17:00**

・土日, 祝日および一斉休業期間中は受付を行わない。

吉田地区および小串地区の一斉休業期間:8月14日(月)～16日(水)

常盤地区の一斉休業期間:8月14日(月)～17日(木)

2 申請方法について(しおり2頁)

・授業料免除申請でやらなければいけないことは、「インターネットで必要事項を入力すること」と「必要な書類を窓口に提出すること」の2つ。

・インターネットでは、「授業料免除申請システム」というシステムを使って, 家族の情報(例えば, 勤め先, 年収など)を入力する。

・しおりの2頁の「3 申請方法」にも記載されているとおり, 授業料免除申請システムの操作マニュアルがあるので, それを参照しながら入力すること。

・授業料免除申請システムは, 山口大学内に設置されているパソコンからのみアクセス可能。アパートや実家のパソコンではアクセスすることができない。

・授業料免除申請システムにアクセスできるのは, 7月31日(月)8時30分～8月23日(水)17時まで。

3 提出書類について(しおり4～10頁)

(1)申請者全員が提出する書類

① 授業料免除願

・山口大学の授業料免除のHPで様式を各自でダウンロードすること。検索サイトで「山口大学 授業料免除」で検索すれば, トップに山口大学の授業料免除のHPが出てくる。そこからダウンロードできる。

②本人調書

・授業料免除申請システムで必要事項を入力した後に, 「本人調書」という書類をプリントアウトすること。

③平成29年度の所得・課税証明書

・前回(平成29年度前期)までは「所得証明書」を提出することになっていたが, 今回の申請より「所得・課税証明書」を提出すること。所得・課税証明書には, 所得の種類と金額および住民税の課税額の2点が記載されている。所得証明書を窓口に持ってきた場合は, 所得・課税証明書を後日提出してもらう。

・地元が遠方の場合, 保護者から所得・課税証明書を取り寄せることになるが, 地元から山

口への郵送期間を考慮して、8月23日(水)までに間に合うように、余裕を持って準備を進めること。

- ・「同一生計家族全員分の所得・課税証明書」を提出すること。所得が有る・無いは一切関係ない。小学生だろうが中学生だろうが関係なく提出すること。同一生計家族全員分の所得・課税証明書が揃っていない場合は、申請を受理しない。

(2) 所得に関する書類

- ・ここに記載されているものは全て必要というわけではない。対象者の欄を確認のうえ、該当するものだけを提出すること。
- ・該当するものが分からない場合は質問すること。ただし、疑問点を明確にしたうえで質問をすること。「全体的によく分からない。」や「しおりを読むのが面倒くさいので聞きに来ました。」といった場合は、対応しない。

(3) 特別控除に関する書類

- ・ここに記載されているものも全て必要というわけではない。該当するものだけを提出すること。

(4) その他の書類

- ・学部1年生は、「出身高等学校の調査書」を提出すること。成績証明書ではなく、調査書を提出すること。本学が指定する期日までに提出しない場合は、学力基準は入試成績で判定する。
- ・入試成績は「1/2以内の順位で合格しているかどうか」で判定する。例えば、300人合格者がいる場合、150位以内で合格していれば基準を満たしていることになる。151位以上の順位で合格している場合は、基準を満たしていないため不許可となる。
- ・調査書を提出した場合、評定平均値が3.5以上あれば基準を満たしていることになる。

4 提出書類の簡略化について(しおり10~12頁)

平成29年度前期分の申請をしている学生は、提出書類を簡略化することができる。申請の方法は以下の2通り。

(1) 収入状況および家族状況について前期から変更がない場合

- ・以下3種類の書類のみで申請を受け付ける。
 - ①平成29年度後期分授業料免除継続申請書
 - ②本人調書
 - ③平成29年度の所得・課税証明書

・継続申請書は学生本人と保護者の両方の署名および印鑑が必要。学生本人と保護者が同じ筆跡、同じ印鑑の場合は、申請を受理しない。

(2)収入状況および家族状況について前期から変更がある場合

・以下4種類の書類のみで申請を受け付ける。

- ①平成29年度後期分授業料免除変更申請書
- ②本人調書
- ③平成29年度の所得・課税証明書
- ④変更内容に応じた書類

・変更申請書も学生本人と保護者の両方の署名および印鑑が必要。また、「変更があった具体的な内容」を必ず記入すること。

・収入状況および家族状況に変更がある場合の例を、しおりの11～12頁にかけて記載している。ここに記載されている以外の事態が発生している場合は、しおりの14頁に記載している問い合わせ先まで相談すること。

5 不足書類がある場合について(しおり13頁)

・申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するよう依頼をする。今回の申請より、不足書類の提出期限の延長を認めないので、不足書類がある場合は、本学が指定した期日までに必ず提出すること。

・提出期限を過ぎた場合は、保護者宛に督促文書を送付する。

・督促文書を送付しても提出しない場合は、授業料免除申請をする意思がないとみなし、申請を無効とする。

6 申請結果の決定時期について(しおり13頁)

・申請結果は、平成29年12月中旬に、山口大学公式メールアドレス宛に通知する。

7 注意事項(しおり13頁)

・本学からの連絡は、原則メールで行う。メールは、山口大学公式メールアドレス宛に送付する。山口大学公式メールアドレスを普段使用していない場合は、携帯電話等に転送設定をするなどして、メールを確認できる状態にしておくこと。

・不足書類の提出依頼メールも、山口大学公式メールアドレス宛に送付する。メールを確認しなかったことによって生じる不利益・不都合は全て自己責任とする。